

岐阜県職員倫理憲章 中濃子ども相談センター実行計画

平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成18年12月28日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくために、下記のとおり中濃子ども相談センター実行計画を定めます。

令和7年4月1日

1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

- ・ 法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。
- ・ 不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

【取組事項】

- 職員全員が地方自治法、児童福祉法、岐阜県会計規則等関係法令の研鑽を怠らず、各法令を遵守し、担当業務を適正に行います。
- 勤務時間外であっても、県職員としての自覚を持ち、常に社会の規範となり、信頼される行動に努めます。一方、私生活においては、公務員としての地位を私的な利益のために用いません。
- 児童虐待に関する通告の中で、複数の職員により「48時間以内」の児童の安全確認に努めると共に、地方公務員法の「守秘義務」を理解したうえで、市町村等関係機関との連携（情報共有・役割分担）のもとで支援を行います。
- 児童、保護者の意向については、家庭支援の観点から最大限に対応する一方で、関連法規に照らし合わせ、公平かつ公正な対応を行います。反社会的な働きかけや不当な圧力に対しては、組織一体となって毅然とした態度で臨み、速やかに警察に通報します。

2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政の執行に努めます。

- ・ 経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
- ・ 前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

【取組事項】

- 経費を節減するため、相談室、待合室等のこまめな消灯を心がけます。
- 毎週、所内清掃活動を行い、清潔な環境を維持することにより、児童、保護者が安心して相談ができるための環境づくりに努めます。

3 県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

- ・ 専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。
- ・ 法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧な業務を進めます。

【取組事項】

- 職務上の専門的知識、技術を修得する目的の研修等に積極的に参加します。
- 「児童の最善の利益を念頭に置いて、その権利を擁護する」立場に立ち、ケースアセスメントを実施し児童及び家庭の支援に努めます。
- 毎週木曜日の午前中、所としての処遇方針の決定のため「援助方針会議」を開催し、全職員が協議を行う中で、児童の最善の利益を目指します。

4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

- ・ マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。
- ・ どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

【取組事項】

○日頃から担当ケースのアセスメントを行い、所内で情報を共有しながらすぐに対応できる体制を整えておきます。

5 問題発生時には、個人情報保護の配慮のもと事実を公表し、迅速かつ誠実に対応します。

- ・ 正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
- ・ 徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

【取組事項】

○問題が発生した場合には即座に上司や同僚に報告、相談し、正確な情報を把握し、迅速に対応します。

6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

- ・ 互いに尊重し合い職場環境を悪化させる行為のない職場をつくります。
- ・ 自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。
- ・ 不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

【取組事項】

○工作上疑問に感じたことはその場で相談、質問してそのままにしておかないようにします。
○事例については一人で抱え込まないで「同僚、スーパーバイザー」にすすんで助言、援助を求めます。特に、処遇困難な事例については常に情報を共有するように努めます。

7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

- ・ 地域での活動に積極的に参加します。
- ・ 環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

【取組事項】

○地域等でのボランティア活動に積極的に参加するなど、それぞれの立場での支援と県民一人一人に対して支援のための働きかけを行います。

8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。

- ・ 県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。
- ・ 積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

【取組事項】

○相談援助活動の中で県民から寄せられる意見や要望について、定例的に開催する「所内会議」の場で情報共有し、県の政策、施策に反映していきます。